

笠松町農地マッチング支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農規模の拡大及び新規就農の促進を図ることにより、遊休農地及び耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与することを目的とし、町内に存する農地の貸借等に係る情報の収集及び提供を行う農地マッチング支援事業の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録農地情報 本事業を利用して貸付または売払い（以下「貸付等」という。）を希望する農地の所在、地目、面積、希望賃料、耕作状況等の情報
- (2) 登録者情報 本事業を利用して貸付等を希望する農地の所有者等の住所、氏名、連絡先等の情報で、個人が特定されるもの
- (3) 借受等希望者情報 本事業を利用して借受けまたは買受け（以下「借受等」という。）農地の借受等を希望する者の住所、氏名、連絡先、希望条件等の情報で、個人が特定されるもの

(農地の登録)

第3条 本事業を利用するために農地の貸付等を希望する者（以下「申請者」という。）は、貸付等農地登録申請書兼同意書（様式第1号）を笠松町農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、登録農地情報を農地マッチング台帳（様式第2号）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等の登録を行わない。

- (1) 申請が農地の所有者以外の者から行われたとき。
- (2) 申請の対象農地にその土地を利用する権限を有する第三者又は他の共有者がいる場合は、その者の同意がないとき。
- (3) 申請の対象農地に抵当権（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6に規定する相続税の納税猶予によるものを除く。）その他の権利が設定され、または仮登記がなされているとき。
- (4) 申請者が、申請に係る土地を所有者の相続人として管理する者の場合は、他の相続人からの同意がないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会長が適当でない判断するとき。

3 会長は、前項の登録をしたときは、申請者に対して笠松町農地マッチング支援事業農地登録通知書（様式第3号）により通知する。

（農地情報等の変更）

第4条 前条第2項の規定による登録をした者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに貸付等農地登録変更届出書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第5条 登録者は、登録の一部または全部を取り消すときは、貸付等農地登録取消届出書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（農地情報等の抹消）

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地情報等を農地マッチング台帳から抹消するものとする。

- （1）登録者から前条の規定による取消の届け出があったとき。
- （2）登録申請があった翌年の1月1日から起算して5年が経過したとき。
- （3）当該農地に係る所有権その他権利の異動があったとき。
- （4）申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると会長が認めるとき。

（登録農地情報の公開）

第7条 登録農地情報は、笠松町役場企画環境経済部環境経済課及び笠松町公式ホームページで公開するものとする。

（農地利用者募集票）

第8条 会長は、第3条第2項の規定により農地マッチング台帳へ農地を登録した時は、交付を希望する登録者に農地利用者募集票（様式第6号）を交付する。

（借受等希望者の資格）

第9条 農地マッチング台帳に登録された農地（以下「登録農地」という。）の借受等を希望する者（以下「借受等希望者」という。）は、耕作する農地を適正に管理することができ、かつ、地域と協調した農業経営及び地域活動ができる者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可することができる見込みがある者
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定ができる見込みがある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認めた者

（借受等希望申請）

第10条 借受等希望者が登録農地の利用を希望するときは、借受等希望申請書兼同意書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（通知）

第11条 会長は、前条の申請があった場合は、登録者及び借受等希望者についての通知書（様式第8号）により、登録者及び借受等希望者（以下「当事者」と言う。）に通知するものとする。

（協議・契約）

第12条 当事者は、前条の通知を受けた後、速やかに貸借等に関する協議を行わなければならない。

- 2 登録農地の貸借条件に関する協議及び契約の締結は、当事者で行うものとする。
- 3 前項に係る疑義及び紛争等については、当事者で解決するものとし、会長はこれらに一切関与しないものとする。

（その他の手続）

第13条 貸借等が成立した当事者は、速やかに農地法等に基づく農地の貸借等に必要な法的手続を行わなければならない。

（農地の維持管理）

第14条 登録農地に関する農地法等に基づく農地の貸借等に必要な法的な手続が完了するまで、当該農地の維持管理は登録者が行うものとする。

（個人情報取扱い）

第15条 当事者は、農地マッチング支援事業において知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、
会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。